

広島市消防団トランシーバー運用要領

平成 27 年 3 月 23 日制定

1 趣 旨

特定小電力トランシーバー（以下「トランシーバー」という。）の適正な管理・運用を図るために必要な事項について定めるものである。

2 各部の名称と機能

トランシーバーは、次に定める機器等で構成することとし、その各部の名称、取扱い方法については別紙取扱い説明書のとおり。

型 式	I C - 4500	I C - 4300
機器構成	本体	本体
	スピーカーマイク	スピーカーマイク
	充電器	電池（単三 1 本）

3 配備数

トランシーバーの配備数は各車両に 4 台とし、各消防団別配備数は次表のとおりである。

消防団別	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯	計
I C - 4500					60	70			130
I C - 4300	36	48	48	36	36	122	68	100	494
合計配備数	36	48	48	36	96	192	68	100	624

4 機器の取扱い及び点検

「安全装備品の適正な管理と使用に関する要領」に基づき車庫点検時において、次の事項について点検し、異常のあった場合は、消防署の消防団担当者あて連絡するものとする。

(1) 外観点検

- ・ 数量の確認
- ・ 亀裂等外観に異常がないか。
- ・ バッテリー、電池から液漏れがしてないか。

(2) 作動点検

- ・ チャンネル設定は基本チャンネルになっているか。
- ・ チャンネルの変更はできるか。
- ・ 交信はできるか。

5 運用要領

トランシーバーは、原則として次の要領によるものとする。

(1) トランシーバーの活用場所

- ア 現場到着後の消防団員間での情報連絡等に関する通信
- イ その他消防団活動での情報連絡等に必要通信

(2) チャンネルの指定及び運用

ア 基本チャンネルの指定

トランシーバーのチャンネルは、20 チャンネルが使用可能であるが、分団間での連携を密にする必要があることから、次表のとおり消防団毎に基本チャンネルを指定して運用する。

消防団別	中	東	南	西	安佐南	安佐北	安芸	佐伯
c h	1	2	3	4	5	6	7	8

イ 通常災害時のチャンネル運用

原則として災害現場に出動する消防団は、各消防団の基本チャンネルに合わせて運用する。

災害現場において混信等の理由により、基本チャンネルに加えて別チャンネルが必要な場合は、各分団の指揮者と調整の上、基本チャンネル以外のチャンネルで運用する。

ウ 林野火災（複数のホースラインを設定し防ぎよするもの。）

ホースラインを複数設定しての防ぎよが必要な林野火災におけるトランシーバーの運用は、別図のとおり、消防団現場統括指揮者が使用チャンネルを指定して運用する。

エ 地震・風水害等の自然災害

災害の規模により柔軟に対応することとし、複数の分団が同じ災害現場において活動する場合は、現場指揮者のチャンネル指定の指示に従うこととし、指示がない場合は、基本チャンネルでの運用とする。

オ 訓練等各消防団行事

基本チャンネルのほか、分団長が指定するチャンネルで運用する。

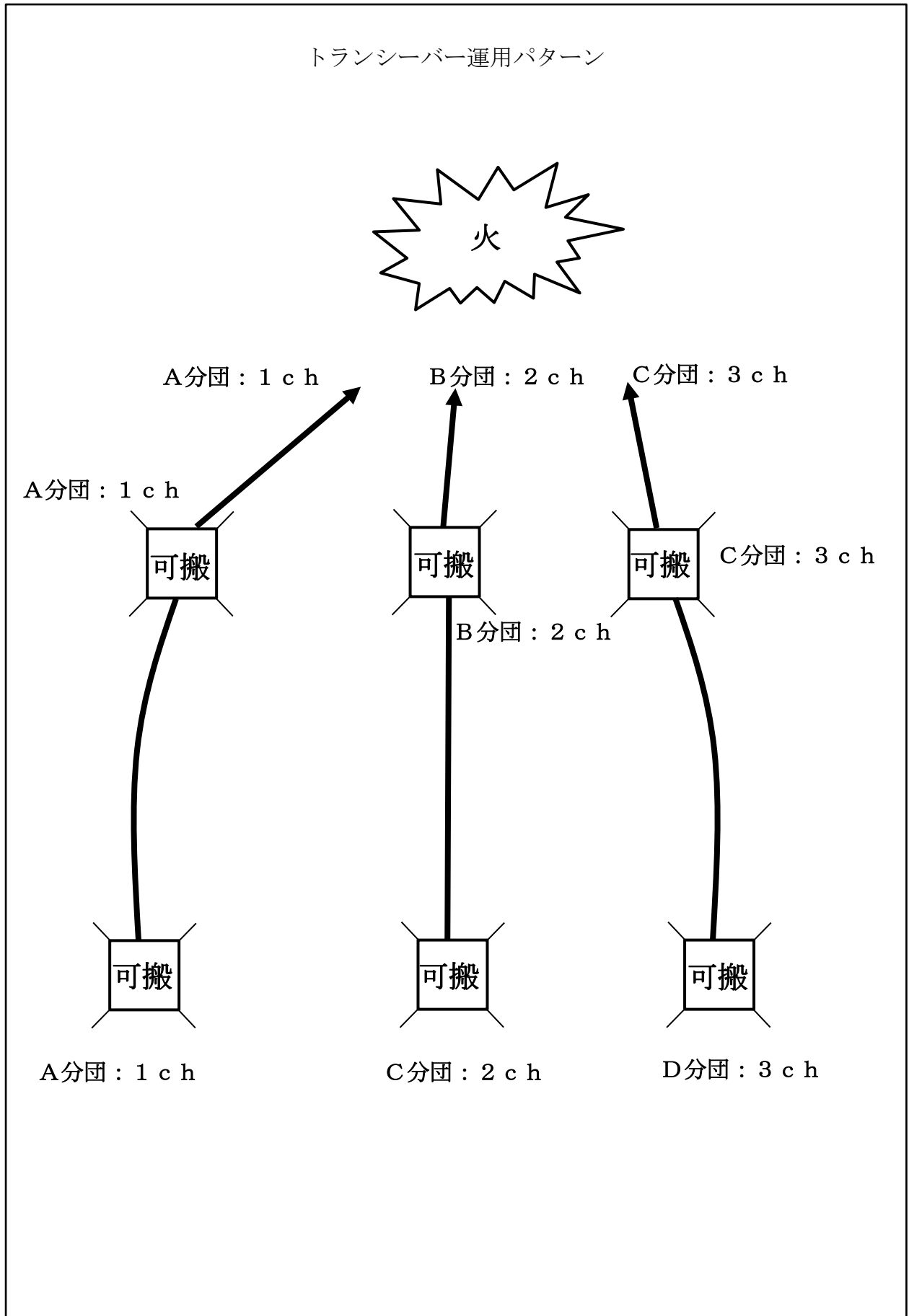
6 トランシーバー運用上の留意事項

- (1) 無線通信交信例は別表のとおりとする。
- (2) 交信内容は、わかりやすく、短文で交信時間は極力短くする。
- (3) 重要事項を優先として交信する。
- (4) ゆっくりと、分かりやすく話す。
- (5) 送信スイッチを押して、1秒後から話し始める。(会話の最初が聞き取れないことがあるため。)
- (6) マイクロホン部からあまり口を近づけないよう交信する。(マイクロホン部から離すことで聞き取りやすくなる。)
- (7) 原則、個人情報を使用した交信は行わないこと。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

トランシーバー運用パターン



無線通信交信例

項目	呼 出 側	応 答 側
普通通信の呼出・応答	① 「〇〇分団〇〇から〇〇分団〇〇」 ② 「〇〇分団〇〇から〇〇分団〇〇・ △△分団△△」 ③ 「〇〇分団〇〇から〇〇分団〇〇放水 はじめ」 ④ 「〇〇分団〇〇から〇〇分団〇〇放水 やめ」	② 「〇〇です。どうぞ」 ② 「〇〇です。どうぞ」 「△△です。どうぞ」 ③ 「〇〇了解」 ④ 「〇〇了解」
至急通信の呼出・応答	① 「至急至急 〇〇分団〇〇から〇〇分団 〇〇」	② 「至急至急 〇〇分団です。どうぞ」
再送及び解信要求	※通話内容が不明確な時、再送の要求を行うとき。 「さらにどうぞ」 ※通話内容が途中から不明確なとき。 「〇〇まで了解 以降さらにどうぞ」 ※相手局が了解したかどうか解信を求めるとき。 「〇〇了解か どうぞ」	
一 斉 指 令	例 1 「〇〇分団から各分団（各移動） 各分団の指揮者は、現地指揮本部へ集合せ よ。」 例 2 「〇〇分団から各分団 現地指揮本部に投光器を搬送せよ。」	※「了解」の応答は要しない。